

県庁 WAN 接続用
VPN リモートアクセスサービス等仕様書

令和 8 年 2 月
兵庫県企画部デジタル改革課

1 件名

県庁 WAN 接続用 VPN リモートアクセスサービス等

2 調達サービス

以下のサービスを令和7年3月23日（日）～令和8年3月22日（日）の期間で利用している。このサービスを継続して利用するため、同サービスの調達を実施する。

（1）IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA

（県庁 WAN 接続用 VPN リモートアクセスライセンス） 100 個

（2）moconavi (Microsoft365 リモートアクセスライセンス) 70 個

3 納入場所

企画部デジタル改革課（兵庫県庁3号館12階）

4 契約期間

令和8年3月23日（月）～令和10年3月22日（水）

（上記2のサービスを契約期間中に利用可能なライセンスを提供すること）

5 契約金額の支払条件

月あたりの金額は、期間中に変更契約した場合を除き、契約期間を通じて同額とし、支払いは月ごととする。

ただし、契約期間中に1か月未満の端数を生じた月、又は受注者の責に帰すべき理由によりサービスを利用できなかった月の使用料は、日割計算により算出するものとする。（日割計算により円未満の端数が生じた場合は、令和8年3月は円未満切り上げ、令和10年3月は円未満切り捨てとし、それ以外の月はすべて円未満切り捨てとする。）

6 仕様

（1）IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA

- ・ 本サービスの利用に必要なライセンスを100デバイス分用意すること。
- ・ VPN ゲートウェイの帯域は県で別途確保済みの本サービス用の帯域があるため、その帯域に含めること。なお、このことについて費用が発生する場合は受注者にて負担すること。
- ・ 現在利用中の環境及び運用方法を調査し、原則としてサービス利用者の作業なしで継続利用を可能とすること。なお、このことについて費用が発生する場合は受注者にて負担すること。特にフレックスモビリティサービス経由

で県の各種システムにアクセスする IP アドレスは現状と同様の設定とすること。

- ・ライセンス有効期間は令和 8 年 3 月 23 日から令和 10 年 3 月 22 日とすること。
- ・従来の調達事業者及び県庁 WAN ネットワーク運用事業者と十分に事前の調整を運用開始までに行うこと。なお、それらの調整に必要となる費用はすべて受注者にて負担すること。

(2) moconavi (株式会社レコモット)

- ・本サービスの利用に必要なライセンス（ユーザーライセンスの他、クラウド利用、中継アプライアンス利用を含む）を 70 デバイス分用意すること。
- ・現在利用中の環境及び運用方法を調査し、原則としてサービス利用者の作業なしで継続利用を可能とすること。なお、このことについて費用が発生する場合は受注者にて負担すること。
- ・ライセンス有効期間は令和 8 年 3 月 23 日から令和 10 年 3 月 22 日とすること。
- ・従来の調達事業者及び県庁 WAN ネットワーク運用事業者と十分に事前の調整を運用開始までに行うこと。なお、それらの調整に必要となる費用はすべて受注者にて負担すること。

7 納品物等

(1) 利用開始までの納品物

サービス利用開始までに表 1 の成果物を県の承認を得た上で納品すること。

表 1 納品ドキュメント一覧

納品ドキュメント名	納品形態	提出時期
①保守運用資料 ・保守運用マニュアル ・機器設定手順書・運用手順書・操作手順書等 ・保守・サポート体制 ・操作マニュアル（管理者向け、利用者向け）	電子媒体	利用開始迄
②その他 ・各種会議の議事録 ・各ドキュメントの更新版	電子媒体	
	電子媒体	隨時

(2) 納品ドキュメント作成上の注意

- ・ 電子データは、Microsoft Office で編集できるものとし、製品カタログや製品マニュアル等印刷物については PDF 化すること。
- ・ 電子媒体の表面には収録内容を簡記すること。
- ・ 納入に必要な資材は、受託者において用意すること。

8 留意事項

(1) 契約不適合責任

県は、本業務の品質、数量等に関して契約の内容に適合しない状態があるときは、受託者に対して履行の追完を請求することができる。

(2) 機密保持

本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(4) 法令等の遵守

本業務遂行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、「兵庫県情報セキュリティ対策指針」及び契約書の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(5) 知的財産の取扱

- ア 本業務で得られた成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条、第 28 条の権利を含む。）を無償で県に譲渡すること。
- イ 本業務で得られた成果物に著作者人格権を行使しないこと。また、本委託業務で得られた成果物に第三者の著作者がある場合は、当該著作者に著作者人格権を行使しないように必要な措置をとること。
- ウ 本業務によって得られた成果物について、県が使用する権利及び県が第

第三者に使用を許諾する権利を無償で許諾すること。

エ 特許権、著作権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。また、それに関わる費用については受託者の負担とする。

(6) その他

本業務の内容に関する不明な事項については、県と受託者の協議により決定すること。また、本仕様書に定めのない事項については、県の指示によるものとする。